

報道関係者 各位

平成24年8月31日

【照会先】

仙台労働基準監督署

次 長 鈴木 秀博

第一方面主任監督官 千葉 信浩

(代表電話)022(299)9071

(夜間電話)022(299)9077

震災復旧・復興工事に伴う労働問題が増加

急増する震災復旧・復興工事が、建設現場の労働環境を悪化させる要因に！

震災による復旧・復興工事が本格化したことに伴い、専門工事業者の人員不足、資材の不足が一層顕著になっています。そのため、震災被災地に全国から関係事業者が集まり、小規模な建設工事現場であっても数次の請負契約により複数の事業者が混在して重層下請での作業を行わざるを得ない状況に至っています。また、違法な派遣で労働者が現場に送り込まれる危険もあります。

仙台労働基準監督署(署長丸山陽一)には、①労働条件を明確にしないまま県外で集められた労働者が働かされている。②事業者間の請負代金の支払のトラブルなどを原因として労働者の賃金が支払われない。③労働災害を発生させても労災保険を使わせてもらえないなどの相談が顕著となっています。また、労働災害も増加しております。一日も早い震災の復旧・復興のためには、復旧・復興に従事される方々が安心して安全に働くことができる職場環境の確保が重要であります。問題の現状と、その対策を取りまとめましたので公表いたします。

1 問題の背景

大量の災害復旧・復興工事の発注に建設業界では、最大限の受注努力を行っており、震災以降慢性的な人材不足となっております。特に鉄筋工、型枠大工など専門技術を必要とする事業者で不足が顕著であります。

そのため、地元の建設事業者では人員が不足し、定められた工期までに工事を完了させるべく仕事の一部を請負契約にて他の事業者任せなければならない状況にあります。震災による倒壊家屋の解体など小規模な現場であっても例外ではなく、大多数の現場では全国から事業者が集まり、数次の下請負による作業が行われております。

2 問題の顕在化

県内の事業者及び被災地に新たに事務所を設置し、震災復旧・復興工事に参入してきた他県からの事業場の労働者の方々が、

- ① 労働条件が不明確な状態で、被災地に送り込まれ
- ② 不慣れな被災地で、危険な業務に従事しており
- ③ 請負代金の支払などの争いで、労働者の賃金の支払が滞る
- ④ 工事量の増加に伴う長時間労働や残業手当の不払い
- ⑤ 現場で発生した労働災害が隠される

などの問題が顕著となっております。

3 具体的な事例

(1) 賃金不払い

県外において被災地で働かないかと声をかけられ、賃金額は働いてから決めるとのことであった。県内の道路復旧工事に従事したが、結果として出稼ぎとしての十分な賃金を受け取ることができず、宿泊費用の負担等もトラブルとなったため、離職するに至った。その際に、賃金の不払いが発生したものの。

(2) 労災かくし

県外の実業者の労働者が、県内の倒壊家屋の解体工事現場で働いている際に、右手を負傷した。労働災害を隠ぺいされたため、労災保険を使用できず他人の健康保険で医療機関に受診した。仕事ができないことから帰郷したが、症状が徐々に悪化し医療機関で治療したものの負傷した手の指を切断するに至った。

4 労働環境改善のためのポイント

(1) 雇用する事業者の取組

被災地で働く方の採用や被災地への配置換えに際して、仕事の内容、勤務時間、賃金額の労働条件のみならず、宿泊の費用、その他自己負担などの条件も明確にすること。

また、仕事の内容に応じた安全衛生教育（石綿作業など）を行い、資格の取得状況を確認し、現場の必要に応じて資格（建設機械等）を取得させ、必要な保護具を使用させた上で復旧・復興工事に従事させること。

(2) 現場での元請事業者の取組

現場に入場する下請事業者のすべてを把握し、適正な労働条件の確保、労働災害を防止する観点からも、仕事の全部を一括して請け負わせない、労務提供のみの事業者でないことを確認すること。

また、下請事業者の労働者の労働条件が明示され、賃金が定期的に全額支払われていること、適切な宿泊施設を使用していることを確認すること。

5 仙台労働基準監督署の対応

最重点の課題として、建設業の各現場や事業場に対する監督指導を積極的に行い578件(平成23年8月1日から平成24年7月31日まで)の監督指導を実施しております。平成24年4月以降は、注意喚起の独自のリーフレットを配布しております(別添参照)。

また、発注機関に対して、受注事業者に対し関係法令の遵守の指導を要請するとともに、業界団体に対して元請事業者における下請事業者に対する労働条件の明示や賃金支払いの確認を指導しております。

(1) 監督指導の結果(平成23年8月1日から平成24年7月31日まで)

法違反の件数及び違反率 349件(違反率60%)

労働条件の主な違反内容

定期賃金の不払い	51件
違法な残業	26件
残業手当の不払い	21件
労働条件の不明示	10件
予告のない解雇	7件
賃金台帳の未作成	7件
就業規則の未作成	5件

(2) 発注機関等への要請

発注機関である宮城県、管内の市町に対して書面による要請を行いました(別添参照)。

平成23年12月20日付け「東日本大震災に伴う復旧・復興工事に従事する労働者の労働環境の整備について(要請)」

(3) 業界団体への指導

建設及び解体事業者団体の会員を参集しての集団指導を継続的に実施し、団体とともに会員の各現場の巡回指導を毎月実施することで(平成24年4月以降22回)、事業者に対する指導と各団体の自主的な取組に対する支援を行いました。

今後の対応

震災に伴う復旧・復興工事が一層増加することから、復旧・復興工事のみならず建設業で働く方々が安心して働ける環境を維持することが一層困難になることが予想されます。

今後も、発注機関と連携するとともに、県内に進出した事業者を対象とした集団指導を積極的に実施し、監督指導を重点的に実施することで、建設事業者の自主的な管理を強化させることとしています。また、震災被災者の皆様にも、復旧・復興工事の現状にご理解を賜り、震災による新たな問題や被災者を発生させないための取組に、ご理解を頂くようお願いしてまいります。

災害復旧・復興工事現場での 労務・安全管理の徹底について

(建設業の労働災害や賃金支払時のトラブルが急増しています。)

昨年の震災以降、県内外の多くの事業場と労働者が当署管内で震災復旧・復興工事に携わっております。

こうした中、数次の請負関係に起因する事業者間の請負代金の不払等による賃金不払事案や、労働契約締結時において賃金額や支払日、寮費等の控除額の取決めが明確になされず賃金支払時にトラブルになった事案など、数多くの問題が発生しています。

また、工事量の増大に伴って、平成23年の当署管内の建設業における労働災害は対前年比67%増と大幅に増加し、特に解体工事用重機による死亡災害は震災以降すでに4件発生しており、この労働災害防止対策の徹底が急務となっているほか、労災かくし事案も後を絶たない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、元方事業場(元請)は関係請負人に対する指導義務が課せられていることから、各工事現場において次の事項の対応をお願いいたします。

- 数次の請負関係の場合に、それぞれの請負契約を確認してください。
- 単純労働の労務提供のみを行う事業者等に、その仕事の一部を請け負わせないでください。(労働者派遣は建設業では禁止されています。)
- 仕事の全部を一括して請け負わせないでください。
- 新たに雇入れられた労働者が賃金額等の労働条件について、書面で明示されているか確認してください。(雇入れ通知書の交付)
- 建設機械・ダンプ等の作業計画を策定し、立入禁止区域の設定や誘導員の配置、作業指揮者の選任などを徹底してください。
- 解体工事用重機を含め、建設機械の運転業務に従事する方の資格の確認を徹底してください。
- 労災かくしは犯罪であることを周知徹底してください。

(問合せ先)

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎1F

仙台労働基準監督署 TEL022-299-9072

労働者派遣については

宮城労働局職業安定部需給調整事業室 TEL022-292-6071

仙台基署発第1540号
平成23年12月20日

各発注機関の長 殿

仙台労働基準監督署長

東日本大震災に伴う復旧・復興工事に従事する労働者の労働環境の
整備について（要請）

この度の東日本大震災に当たり、皆様におかれましては復旧・復興工事への対応に向けてご尽力のことと存じます。

また、日頃より、労働基準行政の運営につきましては、特段のご協力とご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、建設業法では、元請事業者に対して、関係請負人が労働基準法や労働安全衛生法などの法律に違反しないように、関係請負人の指導に努め、かつ、関係請負人がこれらの法律に違反していると認めたときは、違反を指摘し、その是正を求めることが規定されています。

しかしながら、現在、復旧・復興工事が急ピッチで進められているところですが、人手不足等のため県外の事業者や労働者が多数工事に携わっている状況であり、その結果、宮城の復旧・復興のため全国から集まった事業者の間で請負金の不払いになどによる賃金不払い等の労働基準法違反が増加しています。また、労働者の経験不足や異業種からの参入者が増え労働災害も増加していることから、関係請負人が労働基準法や労働安全衛生法を遵守するように指導・徹底を図る必要があります。

つきましては、貴職におかれましては、発注する際に関係法令の遵守を条件としていただいていることとは存じますが、受注する事業者における建設業法の一層の遵守を目的として、契約に当たり受注事業者に対して、下記事項を指示していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 現場で作業を行うすべての関係請負人を把握すること。
2. 関係請負人の労働者に対する賃金の支払状況を確認すること。
3. 関係請負人が、労働者を雇い入れる際に、労働者に「労働条件通知書」を交付していることを確認すること（別添の資料参照）。
4. 関係請負人の資格取得状況及び安全衛生教育（雇入れ時、作業内容の変更等）の実施状況を確認すること。
5. 関係請負人の労働者の保護具の使用状況及び保護具等（作業備品代・保護具代・作業服代等）の費用の労働者の負担状況を確認すること。
6. 関係請負人の労働者を含め労働災害は必ず報告させ、「労災かくし」を排除するとともに、労働者死傷病報告の提出及び労災保険の手続きを迅速に行うこと。